

1. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

別添組織図及び別添組織表参照

(2) 管理体制の強化

① 管理体制（組織）

生産本部（本社）が中心となり、全社的に廃棄物処理に対応するための横断的な組織運営を行う。

② 管理方法

現場分別及び分別収集のより一層の定着を図る。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、収集方法、収集に関する留意事項を整理し、従業員などに定期的に教育・研修などを行う。

○ 管理職環境管理研修

施工管理部長・課長を対象として、現場で発生する産業廃棄物の管理、収集などに係る法制度について、大幅な改正が行われる毎に行う研修制度

○ 廃棄物処理基礎研修

全ての生産本部所属社員及び関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育・研修制度

○ 廃棄物処理委託業者実務研修

全ての廃棄物処理委託業者を対象として、会社の方針、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育・研修制度

○ 廃棄物担当者実務研修

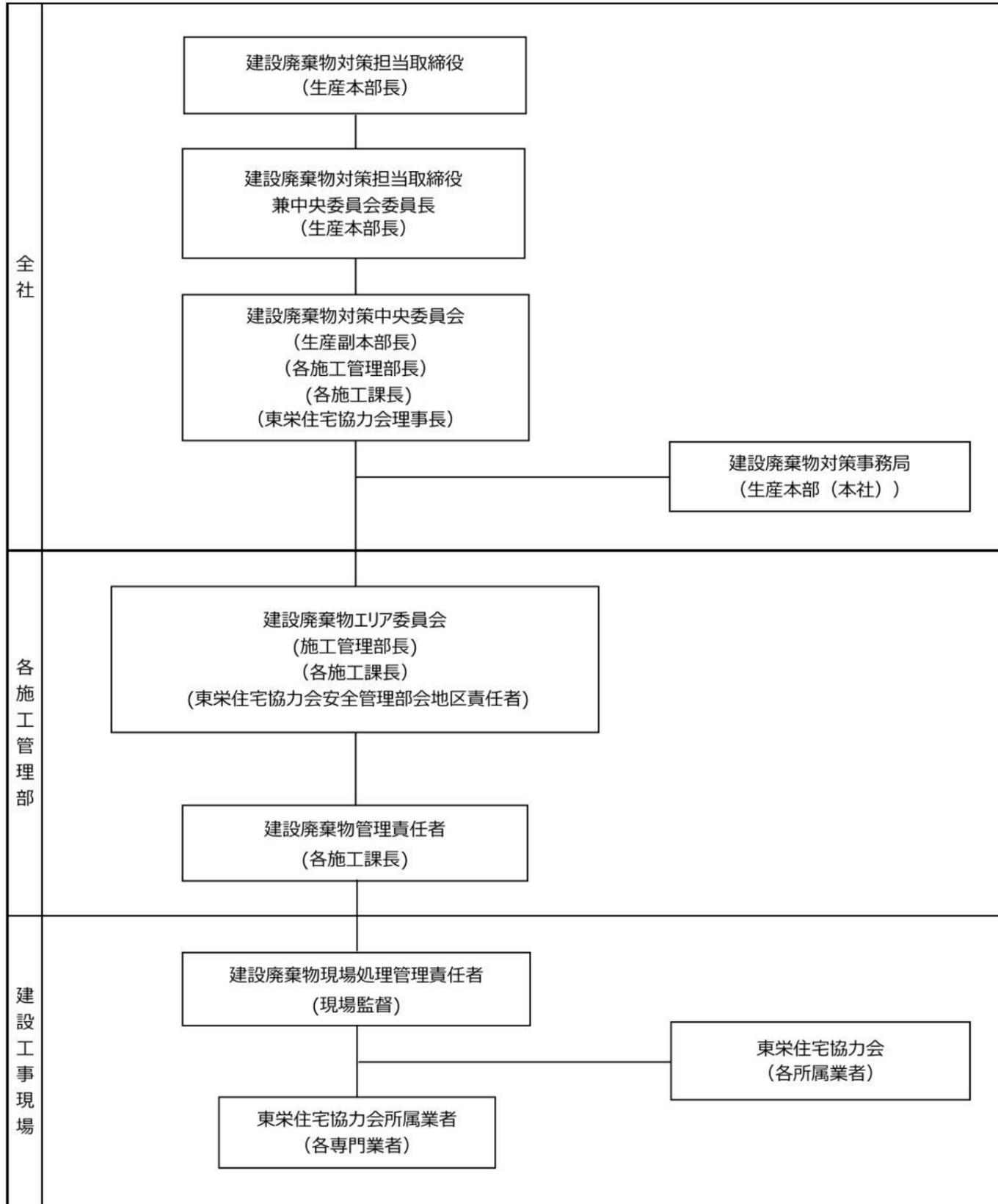
生産本部の当社所属メンバーは、上記3つの研修に先立って専門知識を習得するための研修会等に積極的に参加する。

組織	構成	役割
建設廃棄物対策 担当取締役	取締役 生産本部長	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物対策に関する経営判断 建設廃棄物対策に関する管理/指導 建設廃棄物管理組織の整備/監視 建設廃棄物管理規定の策定/改廃承認 建設廃棄物処理マニュアルの策定/改廃承認 建設廃棄物対策決定事項の承認
(本部設置) 建設廃棄物対策 中央委員会	委員長：取締役 生産本部長 委員：執行役員 生産副本部長 各施工管理部長 各施工課長 協力会理事長 委員長の指名による者	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物に関する事項を審議し、建設廃棄物の発生抑制/再使用/再資源化/適正処理及び再生資源の利用促進等、計画的な建設廃棄物の管理運営の推進 建設廃棄物対策に関する基本方針/計画の策定 建設廃棄物処理委託業者指定の審議/選定 建設廃棄物管理規定の策定/改廃 建設廃棄物処理マニュアルの策定/改廃 建設廃棄物対策決定事項の策定 エリア委員会からのパトロール報告に対する検証、及び指導/助言
(本部設置) 建設廃棄物対策 事務局	事務局長：生産本部担当部長 局員：生産本部本社社員	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物委託(基本)契約の締結/更新 多量排出事業者としての産業廃棄物処理計画の作成 再生利用計画/再生資源利用計画/再生資源利用促進計画の作成 各監督官庁への定期含む各種報告書作成/提出 電子マニフェストによる工事現場ごとの実績把握/一元管理保管 関係法令/ガイドライン改正及び監督官庁行政指導内容の周知 中央委員会の承認事項に対する「決定事項」の発行 社員/協力業者に対する教育/啓発活動実施 各部署に対する情報提供/業務処理支援 その他建設廃棄物対策に関して必要な事項
(施工管理部に設置) 建設廃棄物対策 エリア委員会	委員長：施工管理部長 委員：各施工課長 協力会安全部会責任者 委員長の指名による者	<ul style="list-style-type: none"> 中央委員会/事務局からの指示事項の各現場での徹底管理 建設廃棄物に関する現場情報についての審議 再生利用計画/再生資源利用計画/再生資源利用促進計画の管理運営 委託処理業者及びその処理経路の産廃施設・リサイクル施設に対する定期的な視察・改善指導 建設工事現場へのパトロール及び指導/助言

令和2年4月1日改定

別添組織図

建設廃棄物処理管理組織



別添組織図

建設廃棄物処理管理組織

- 1 建設廃棄物対策担当取締役は社長による委嘱を受ける
- 2 建設廃棄物対策担当取締役は建設廃棄物に関連する経営判断を行う
- 3 建設廃棄物対策担当取締役は建設廃棄物に関連する業務の執行を行う
- 4 建設廃棄物対策担当取締役は中央委員会委員長を兼任する
- 5 中央委員会は建設廃棄物管理に関しての企画立案を行う
- 6 中央委員会は生産副本部長・各施工管理部長・施工課長、協力会理事長などにより構成される
- 7 中央委員会は事務局の計画提案事項などを審議する
- 8 建設廃棄物対策事務局は中央委員会委員長による選任を受ける
- 9 事務局は中央委員会の指導の下で実務を担当する
- 10 建設廃棄物対策事務局は審議の結果に対し決定事項の発行を行う
- 11 エリア委員会は施工管理部の部長・施工課長、協力会安全部会地区責任者などにより構成される
- 12 エリア委員会は中央委員会からの伝達や各エリアの意見の集約と審議を行う
- 13 各施工課長はエリア委員会と現場との意思疎通を図る
- 14 現場監督は各現場において各施工課長からの指示に従い、指示監督を行う
- 15 現場監督は各現場において自己見解や業者からの意見を集約して課長へ提案を行う

1. 下記9品目での分別を徹底して下さい。全ての品目が水濡れ厳禁です。
2. 半透明ガラ袋に袋詰めまたはPPバンドで結束し、指定場所に保管して下さい。
3. 袋詰め及び結束した際の重量は、20kg（目安）までとして下さい。
4. 木材や石膏ボードなどの長物は、必ず1m以内にカットして下さい。

5. 返品（再利用）可能な資材は室内等に保管して下さい。
6. 保管スペースに空きがない場合や、ガラ袋が不足している場合は担当監督へ連絡して下さい。
7. フレコン・コンテナを採用している現場についても、同様の対応をお願いします。
8. 分別・保管ルールの徹底及び現場美化にご協力ください。

1. 木くず

- ※おがくず・かんなくずは必ず袋詰めし、口を縛る
- ※釘・ビスは外して金属類に分別



2. 紙くず（ダンボール）

- ※付着しているテープ類は剥がして混合廃棄物に分別
- ※テープでの結束は不可



3. 紙くず（ダンボール以外）

- ※付着しているテープ類は剥がして混合廃棄物に分別



4. 石膏ボード

- ※切削粉は必ず袋詰めし、口を縛る
- ※釘・ビスは外して金属類に分別



5. ガラス・陶磁器類

- ・タイル
- ・グラスウール
- ・ケイカル板 など



6. 廃プラスチック類

- ・PPバンド
- ・プラスチック、ビニール類
- ・ビスベルト
- ・発泡スチロール
- ・ロール釘空容器
- ・塩ビパイプ
- ・透湿防水シート など



7. 金属類

- ・釘、ビス
- ・板金、鋼製部材
- ・シーリング材の金属容器 など



8. がれき類

- ・コンクリートブロック破片 など



9. その他（混合廃棄物）

- ・複合資材など、分別が困難なもの
- ・テープ類及びひたひた類と分別が出来ない状態にある資材
- ・糊やバテ、セメントなどが付着した資材
- ・著しく汚れている資材 など

■サイディング材・屋根材関係に関する注意事項

【共通】

- ・切削粉は必ず袋詰めし、口を縛る
- ・パレットはメーカー回収とする

シングルセメント、プライマー・補修用塗料・シーリング材等の
使い切っていない商品に関しては再利用を目的に持ち帰りとする
使い切った商品の容器及び完全に硬化した物についての廃棄は可
(上記溶剤についての収集・処分は出来ませんのでご注意ください)

【産廃業者回収物件（エリア）】

- ・廃棄物は商品（メーカー）ごとに分別する
- ・回収作業に配慮した荷姿・重量で保管する

■必ず持ち帰って下さい！！

- 【一般廃棄物 他】
- ・空缶・ペットボトル
- ・弁当容器
- ・新聞、雑誌
- ・生ゴミ
- ・作業着、工具類 など



④産業廃棄物の一連の処理の工程

木くず⇒破碎・焼却⇒破碎後に再生利用、焼却は熔融固化して埋立

紙くず⇒圧縮・焼却⇒再生利用、焼却は熔融固化して埋立

金属くず⇒破碎・切断⇒再生利用

廃プラスチック類⇒破碎圧縮・焼却⇒再生利用、焼却は熔融固化して埋立

石膏ボード⇒破碎・切断⇒再生利用

その他のガラス陶磁器くず⇒破碎⇒埋立

がれき類⇒再生利用

混合廃棄物⇒選別・破碎・焼却⇒選別・破碎後に各品目に振り分け、焼却は熔融固化して埋立

繊維くず⇒圧縮・焼却⇒再生利用、焼却は熔融固化して埋立